Q:新型コロナに罹患し、療養を終えて現在回復しているもののPCR検査を行っても陽性 判定が続いていますが、陰性の結果になるまで日本に帰国・入国できないですか。

A:新型コロナに罹患し、療養を終えて現在回復しているにもかかわらず、PCR 検査を何度 行っても陽性判定が続いてしまう方で、以下1のいずれかに該当する場合には、以下2の書 類をメールに添付のうえ、管轄公館にご相談(※)ください。なお、その他事情がある場合 は、メール本文で簡潔にご説明ください。

在オークランド総領事館	:rcp@ac.mofa.go.jp、ryoji@ac.mofa.go.jp
在ニュージーランド日本国大使館	: consular@wl.mofa.go.jp
在クライストチャーチ領事事務所	: consular.chc@wl.mofa.go.jp

1 ①日本国籍の方、②在留資格保持者の方で再入国の場合、③日本国籍者・永住者の配偶 者又は子の新規入国の場合など

2 ①旅券の人定事項ページの写し、②日本帰国・入国予定のフライト情報(eチケット写 し等)、③コロナ陽性と判定された後に療養期間(7日間)を徒過し、新型コロナから回復し ている旨を記した医療機関等の診断書等(様式自由)、④新型コロナの療養期間終了後に、 再度検査した結果が陽性となった検査結果(厚労省が有効と認める検体及び検査方法に限る https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

※ご相談をいただいてから回答するまでに最大5営業日程度かかりますので、<u>特に帰国・入</u> 国予定日が接近している場合には、必ず必要書類をご準備の上、前広にご相談ください。